

議案第 8 号

墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 7 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例の一部を  
改正する条例

墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例（平成 2 9 年墨田区  
条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区立公園における仮設の施設の占用に関する条例

本則中「のうち墨田区立豎川第一公園」を「（以下「公園」という。）のうち次の  
表の左欄に掲げる公園」に、「路上生活者等の自立支援のための施設」を「同表の右  
欄に掲げる施設」に改め、本則に次の表を加える。

公園の名称	仮設の施設
墨田区立豎川第一公園	路上生活者等の自立支援のための施設
墨田区立旧安田庭園	墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 5 9 年墨田区条例第 3 5 号。以下「条例」という。第 2 条第 5 号に規定する特定自転車駐車場（以下「特定自転車駐車場」という。）
墨田区立銅像堀公園	撤去した自転車を条例第 1 2 条第 1 項の規定により保管するための施設（以下「自転車保管所」という。）
墨田区立吾妻橋公園	特定自転車駐車場
墨田区立隅田川緑道公園	特定自転車駐車場及び自転車保管所
墨田区立両国第一児童遊園	特定自転車駐車場

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

都市公園法施行令第 12 条第 2 項第 10 号の規定に基づき、占用の許可を与えることができる仮設の施設に特定自転車駐車場及び自転車保管所を加え、当該仮設の施設を設置する区立公園を定めるとともに、題名を改める必要がある。